

第19回山口県地域年金事業運営調整会議 議事録

開催日時：令和6年6月25日（火）14:00～16:00

開催場所：KKR山口あさくら2階「扇の間」

出席者：田畑 雄紀（山口大学経済学部准教授）
井川 正（一般財団法人山口県社会保険協会常務理事）
栗畑 豊（山口県年金協会連合会事務局長）
藏藤 共存（山口県商工会連合会専務理事）
小竹 純二（山口県社会保険委員会連合会会長）
戸梶 靖男（全国健康保険協会山口支部企画総務部長）
野田 知（山口県教育庁高校教育課指導主事）
原田 篤（全国国民年金基金広島/山口支部支部長代理）
松永 一郎（山口県社会保険労務士会副会長）
森脇 直樹（山口新聞山口支社長）
結城 政広（厚生労働省中国四国厚生局年金管理課長）
横川 将治（厚生労働省山口労働局職業安定課長）

松原 利幸（日本年金機構本部中国地域部長）
中村 真司（日本年金機構山口年金事務所長）
久保山 勝広（日本年金機構下関年金事務所長）
徳光 信哉（日本年金機構徳山年金事務所長）
松本 勇一郎（日本年金機構宇部年金事務所長）
松本 寛（日本年金機構岩国年金事務所長）
佐々木 健（日本年金機構萩年金事務所長）
河村 薫（日本年金機構山口年金事務所副所長）
松藤 竜二（日本年金機構山口年金事務所副所長）
小中 智博（日本年金機構広島東年金事務所地域調整課長）

1. 開会

【河村副所長】

ただ今より、「令和6年度山口県地域年金事業運営調整会議」を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます山口年金事務所の河村でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

各委員の皆様方には、日ごろから公的年金事業の運営や推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、公的年金制度にかかる事業を地域等に展開するために必要な施策等に関しまして、ご意見をいただきたく、皆様にお集まりいただきましたので、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

本会議の開催にあたり、日本年金機構本部中国地域部松原地域部長より挨拶を申し上げます。

2. 松原中国地域部長挨拶

ただいま紹介がありました 日本年金機構 中国地域部長の松原でございます。

本日はご多忙の中、山口県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業運営にお力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、山口県の地域年金展開事業の詳細な実績等につきまして、この後、担当よりご報告いたしますが、私からは、少々お時間をいただきまして、現在の公的年金を取り巻く状況、当機構の組織目標、並びに地域年金展開事業の取組概要についてご報告させていただきます。

日本年金機構は、公的年金制度を取り扱う唯一の組織であります。

当機構の事業規模を申し上げますと被保険者の総数は約6,800万人、徴収している社会保険料の総額は年間39兆円であり、また年金受給者数は約4,000万人、その支給額は、我が国の名目GDPの約1割にあたる53兆円であります。

まさに年金制度の適正かつ安定的な運営が我が国社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることがご理解いただけるかと思えます。

当機構においては、本年度より5年間に及ぶ第4期中期計画がスタートしたところですが、その初年度である令和6年の組織目標を「更なる高みへの挑戦-信頼され続ける組織であるために-」としています。

令和元年度から令和5年度までの前中期計画において、お客様の信頼のバロメーターとして位置付けている国民年金保険料の納付率が、機構設立後、初めて80%台に達したことに示されるように、当機構は、着実に適用・徴収・給付・年金記録管理等の基幹業務について実績を積み上げてきました。

この現状に満足することなく、お客様に信頼され続ける組織であるために、全職員がもう一步、「更なる高みを目指す」という心構えを持って前に進んでいきたい、そういった想いをこの組織目標に込めています。

お客様の信頼を得るといったことはどういうことかと申し上げますと、それは、当機構のミッションである「年金制度の正確かつ公正な運用により、無年金・低年金を防止し、お客様の将来への不安を和らげる経済的基盤・安心を提供」すべく、「適用されるべき方を適用し、徴収すべき保険料を徴収し、正確な記録に基づき、確実に給付をする」という基幹業務について、デジタル

化等によりお客様の利便性や事務の正確性等の向上を図りつつ、更に実績を積み上げるとことであります。

本年10月には、従業員51人以上規模の事業所における短時間労働者の適用拡大が控えております。お勤めの方々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。

続いて、地域年金展開事業の取組概要でございますが、先程申し上げたとおり、公的年金が社会で極めて重要な役割を果たしている状況下において、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために、地域の皆様に制度や手続き内容を適時的確にお伝えするとともに、特に将来制度を担う若年者層の方々に制度理解を深めていただくことは、私ども日本年金機構として重要な取り組みであると考えております。

このため、教育機関のご協力のもと、若年者層向けには、年金セミナーを実施しているところでございます。

令和5年度においては、教育機関における対面開催に加え、Web会議サービスを利用したオンライン実施などにより、全国で3,156回開催し、約16万4千人の学生・生徒に受講いただきました。

また、正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等について、事業所内やその地域において周知するため、市区町村、自治会、事業所および関係機関・団体の皆様に対して、年金制度説明会を実施しております。

令和5年度においては、全国で1,965回開催し、約8万2千人の方に参加していただきました。

今後も、皆様のニーズに応じ、内容の充実に努めるとともに、より多くの皆様に参加していただけるよう努めてまいります。

また、本年度も、6月3日から9月9日の期間において、「わたしと年金」エッセイの募集を行っております。

広く国民の皆様にも、公的年金の大切さ、ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、年金に対する思いや考えを表していただく機会として、毎年、募集しているものです。

昨年度は、全国から1,609件の応募をいただき、厚生労働大臣賞を一般の方が、日本年金機構理事長賞を高校生がそれぞれ受賞され、その他、優秀賞や入賞作品には、30代から60代の一般の方々や高校生も選出されました。老若男女問わず幅広くご応募いただけますよう、引き続き、エッセイ応募へのご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣から委嘱を受けて、当機構が担う厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で啓発、相談、助言などを行っていただく年金委員の活動の活性化も、重要な課題の一つでございます。

昨年度は、文書や電話による重点的な推薦要請により、全国で地域型年金委員が約600人増、職域型年金委員が約3,800人増と、昨年度に引き続き委嘱を拡大し、その活動基盤の充実を図りました。

今後も、委嘱拡大に加え、定期連絡会やオンライン実施も含めた年金委員研修の内容を充実させるとともに、機構ホームページも活用し、年金委員の活動に必要な情報提供の強化を図ってまいります。

最後になりますが、複雑となっている公的年金制度について、正確に国民にご理解いただき、制度を知らないことで不利益を被る方を発生させないことが、日本年金機構の責務であり、これらの実施にあたっては、関係機関や年金委員の皆様のご協力が必要不可欠と考えております。引き続き、当機構の取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この後の議事にて、山口県の取組状況の詳細をご報告させていただきますので、ぜひ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

3. 委員および日本年金機構出席者の紹介

河村副所長より上記出席者の紹介。

【河村副所長】

それでは、これから議事に入ります。

調整会議設置要綱第4条により、「調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める」とあります。立候補をされる方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようなので、あらかじめ事務局から依頼させていただいております、山口大学経済学部准教授 田畑 様をお願いしようと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、委員長を山口大学経済学部准教授 田畑 様をお願いいたします。

調整会議設置要綱第5条により、「調整会議は委員長がその議長となる」とありますので、議事進行を田畑委員長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

4. 議事

【田畑委員長】

それでは、議事に入りたいと思っております。議事につきましては、事務局の方からの説明を受けまして、その後で皆様からご意見あるいはご質問をいただくことにしたいと思います。

なお、ご参加の皆さま各団体等と日本年金機構との連携・協力についてもあわせてご意見をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事(1)「令和5年度山口県地域年金展開事業 実施結果」について、事務局より説明をお願いします。

【河村副所長】

議事(1)「令和5年度山口県地域年金展開事業 事業実績」について、説明させていただきます。

ます。

資料2をご覧ください。

2ページが目次となっております、3ページは地域年金展開事業の概要を概略図としてビジュアル化した資料です。日本年金機構と関係機関(厚生労働省、地域、関係機関/団体)が連携協力して、年金制度の周知、理解、支援のネットワークの構築、いわゆる地域年金展開事業の実施をします。公的年金制度は、「世代と世代の支えあい」といわれるように、広く世代・年齢・地域・職域を超えた社会全体で支えあう相互扶助の考えにより、国民の生活保障をおこなうものであり、この仕組みを安定的に維持していくためには、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークが不可欠であります。平成24年度から開始した「地域年金展開事業」は今年で13年目を迎えますが、「国民年金被保険者実態調査」によると障害年金、遺族年金、免除制度の周知度はまだまだ低く、未だに公的年金制度に対する周知・広報は不足しているものと考えられます。地域に根差した公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域年金展開事業」を一層拡大していくことが重要であり、各関係機関(団体)のご理解・ご協力をいただき、当事業の更なる推進に向け取り組んでいくという基本方針のもとに事業を実施しております。

具体的には4ページをご覧ください。5つの主要な事業の内容を挙げております。地域連携事業、年金セミナー事業、地域相談事業、年金委員活動支援事業、地域年金事業運営調整会議です。本日の会議、地域年金事業運営調整会議は公的年金制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の方等を委員として都道府県単位に設置されています。年金事務所が策定した地域年金展開事業の事業計画について、取り組み方針や実績などの報告を受け、効果的かつ効率的な事業運営のための意見・助言をいただく会議です。地域年金展開事業を充実させるため、本日はどうぞよろしく願いいたします。

令和5年度事業実施結果について5ページをご覧ください。まず、地域連携事業です。実施した事項について記載しております。①の市町役場の新理事務担当者を対象にした年金制度説明会の実施から⑬の地域のイベントに参加しての年金制度の周知・啓発までの事業でございます。①の市町役場の新理事務担当者を対象にした年金制度説明会につきましては、国民年金の納付率向上に向けた対策の一つとしても取り組んでおります。実施できなかった事項として、商業施設、商工会での周知・啓発を記載しております。商業施設等で、ポスター、チラシによる周知啓発活動ができるよう働きかけを行っていきたくと考えております。年金制度説明会の具体的な実施回数については次の6ページをご覧ください。関係機関、団体では24回実施 受講者数は235名となっております。山口労働局およびハローワークさまのご協力により、雇用保険の受給者説明会の機会に、年金制度説明会の開催をさせていただいており、国民年金の加入や保険料免除の手続き等についてご案内をさせていただいております。

ハローワークでの説明会につきましては、実施回数146回、受講者数は3,996名とな

っております。事業所での説明会につきましては、例年6月に開催しておりました算定基礎届事務説明会等が開催でき、37回実施の受講者数は2,229名という結果となりました。「デジタル化への取り組み」といたしまして、各所説明会や各種広報活動を利用した、ねんきんネットによる通知書のペーパーレス化や、電子申請の周知・啓発に取り組んでおります。以上で、「1、地域年金展開事業の概要と2-(1)地域連携事業」の説明を終わります。

【田畑委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局より「地域年金展開事業の概要」と「地域連携事業」の説明がありましたが、皆様からご意見等ございますか。

【質疑・応答】

結城委員)

冒頭、中国地域部長のご挨拶の中で、年金機構の責務として適正な運営、信頼される組織として基幹業務の高みを旨とありましたが、その中で未適用事業所への取り組みについて質問します。未適用事業所への取り組みとして年金機構から文書送付や加入勧奨等を行っていると思いますが、それでも届出をしない未適用事業所に対して、最終的には強制的に加入させるのですか、もしくは辛抱強く事業所からの届出を待つのですか。

あと、地域年金展開事業として年金機構はポスター配布や制度説明会等の取り組みを重点的にしていることは分かりますが、こちらとしては基幹事業の概要(例:被保険者数、中国地域が他の地域に比べて国年の納付率が高いなどの比較できる情報、適用事業所数が多いのか少ないのか等)がわからないため、今後はそれらの情報も資料として添付してほしいです。

中村所長)

未適用事業所の適用勧奨は組織としても重点的に扱っています。山口年金事務所でも、未適用事業所の中で5人以上被保険者がいると思われる事業所の国税情報を活用して、昨年度末に立ち入り調査を実施しました。しかし、事業主不在で立ち入り調査が不成立となってしまうことが、その後の対応として、今年度は適用促進専門の本部組織である特別法人対策部の協力を得て、当該事業所への接触を試みたところです。今後は本部の指示に従いながら、加入すべき事業所には加入してもらおうべく、組織として対応していきます。また県内他事務所でも未適用事業所がありますが、同様の対応をしていくこととしています。

被保険者数等の情報資料は次回の会議から準備させていただきます。

結城委員)

補足で説明させていただきますが、未適用事業所で働く人とその家族から「働いているのに何故厚生年金に入れないのか」といった相談もよく耳にするため、確実な適用、年金権の確保

という観点から、しっかり対応してもらい、国民の皆様信頼される運営の確保というところで重要なことだと思います。

松原中国地域部長)

先ほどの話に出た国税情報について補足します。従業員に給料を支払い、支払いに応じて所得税を納付するため、その情報を国税庁からいただくのですが、所得税を払ったという情報に基づいて、法人に使用されている、報酬を受けている従業員がいることがわかります。対象事業所には文書、電話や臨場等徹底してアプローチしています。従業員がいて給料が支払われている場合、会社としては稼働していることとなるため、そこを一つ一つ丁寧に勧奨しているところです。基本的には事業所と話をして届出をしてもらうのですが、立ち入り調査により関係諸帳簿を確認してそこで職権にて届出をしていただくということもあり、そこに至るまでに拒否されることもあります。その場合は罰則もありますが、こういった最後の最後まで踏み込んだ対応ができていないところが現状です。ただ、山口に関してはほぼ適用しており、残る未適用事業所についても粘り強く対応していくつもりです。

藏藤委員)

5ページの令和5年度事業実施結果について、商業施設・商工会での周知・啓発ができなかったとありますが、その理由は何ですか。

中村所長)

3ページの下緑枠「地域のネットワーク／協力・連携する機関」の地域⑤を見ていただくと商業施設・商工会という項目があり、基本的に機構として取り組むべき対象ですが、ここへの切り口が見つかっておらず実施できていないのが現状です。他県の好取組等が確認できたら藏藤さん（山口県商工会連合会）には是非ご協力いただきたいです。

藏藤委員)

協力できることは、もちろん協力するつもりです。

【田畑委員長】

ありがとうございました。他にご意見・ご質問はございませんか。

それでは、引き続き事務局より「年金セミナー事業」についての説明をお願いします。

【河村副所長】

7ページをご覧ください。続きまして年金セミナー事業です。実施した事項については①教育機関における年金セミナーの実施②県教育委員会に対し、年金セミナー実施と「わたしと年金」のエッセイ募集に関する協力依頼③大学に対し、チラシ、パンフレットの設置依頼④年金セミナ

一用動画(DVD)を利用したセミナー実施でございます。

令和5年度の年金セミナーの実施状況、実施結果については次の8ページをご覧ください。大学で20回、専門学校で9回、高等学校19回、中学校で10回、実施校は合計40校に対して58回、受講者数は4,609名参加の年金セミナーを実施しております。詳細については9ページから12ページまでをご覧ください。私どもとしましては、学生に対する年金セミナーは非常に重要な取り組みと捉えておりますので県教育委員会、市町教育委員会、各大学、高校、中学校等へ年金セミナー開催について協力依頼を行っております。結果としましては、学校行事、カリキュラム等でなかなか実施が難しい点がございますが、公的年金制度の仕組みや果たす役割を理解していただき、その有用性を実感して貰うためにも、学生の方々のひとつひとつのご意見を参考にしながら、引き続き年金セミナーを実施し、セミナー未実施の学校へも今後もアピールしていければと思います。

ここで、教育機関でのセミナーを実践させていただきます。通常は、50分授業のなかで実施していますが、今回は短縮しての実施になることをご了承ください。

「年金セミナーの実演（公的年金制度周知用アニメーション動画映写）」

【河村副所長】

県内の4校のアンケート集計結果を選んで今回の資料としております。アンケート結果は、学生の方の回答をそのまま文章に起こしていますので、細かな部分においては、現在の学生・生徒の生の声として、ご理解の程、お願いします。セミナーを受けることで、学生の方の年金に対するイメージが大幅にアップしていることがおわかりになると思います。「デジタル化への取り組み」といたしまして、大学、専門学校における年金セミナーの際に、学生納付特例等の電子申請可能な届書について情報提供・協力依頼を引き続き行っていきます。

なお、22ページにも記載してありますが、昨年の会議でアンケート未実施の学校等について、WEB等での意見集約を実施してはというご意見をいただき、前向きに検討しましたが、日本年金機構がおかれているネット環境においては、WEB等での対応は難しいという結論になっております。そのため学生等からのアンケートが取れない場合は担当の先生からご意見をお伺いして情報収集を行い、さらなる内容の改善に努めています。

また、アンケートが取れる場合も担当の先生からの情報収集は積極的に行っています。

以上で、「2-(2)年金セミナー事業」の説明を終わります。

【田畑委員長】

ありがとうございました。事務局から「年金セミナー事業」についての説明がございましたが、ご意見等ございますか。

【質疑・応答】

結城委員)

8 ページ「年金セミナー実施状況」について、大学の受講者数 1, 856 に対し、アンケート回収数 257 とかなり少ない理由は何ですか。

中村所長)

9 ページにアンケート数の詳細が示されています。山口大学も宇部のフロンティア大学も回収数が 0 となっていますが、その理由は学生向けオリエンテーションなどの貴重な時間をいただいているセミナー開催であり、時間の都合上学校のほうから「アンケートの実施は控えてほしい」という要望があったためです。前回 WEB での対応はどうかとご意見をいただいています。機構はインターネットを使いづらい環境にあるため対策が打っていません。開催後に生徒の反響等について先生方から情報収集しているところであり、今後先生方との意見交換を深めながら対応していきたいと思っています。

小竹委員)

学生納付特例（以下、「学特」という）について、年金セミナー等の説明会の時に申請書を配っているのですか。

中村所長)

まず中学校や高等学校の生徒は、まだ 20 歳前であり申請手続きの対象とならないため、学特制度の周知をしています。大学で実施する際は、その場に申請書は持って行きませんが、別途大学に配付して設置いただいています。学校によっては「学生納付特例事務法人」の認可を受けて事務手続きを行っているところもあり、何らかの形で大学生には学特や申請書がどのようなものか伝わるようにしています。

小竹委員)

個人的な意見ですが、中高生にも配布して申請書に見慣れてもらい、この程度書けばもうよい、あるいはここまでしなければならない、など知ってもらう機会を設けてもいいのではないですか。

中村所長)

参考にさせていただきます。

結城委員)

今、65 歳から受け取る年金額は平均でいくらくらいになるのですか。学特はあくまで学生の間は保険料を払わなくてもよい、その代わりに 10 年間に追納すればよいという制度であり、追納しなくても学特の 2 年間は障害年金についてはいざという時に受け取れますが、

老齢年金に関しては10年間で追納しておかないと受給額に繋がらないため、10年経ってしまってから後々払っておけば良かったと後悔しても遅いです。老齢基礎年金における今年度の年金額が816,000円とのことですが、40年中2年間分の納付がないとなると、年間で年金額が40,800円程度減ることになります。年金は働いていない中で生活の元手になるものであるため、なかなか厳しいものがあります。学生にも追納しないと年間で何パーセントくらい減ってしまうということを、もっと知ってほしいです。国民年金の保険料は納めれば8、9年くらいで元を取れると言われていますが、将来的に85～100歳まで生きるかもしれないし、年金は将来への投資と考えてもらいたいので、セミナーを開催する際には、きちんと追納しておいたほうが良いと伝えてほしいです。

中村所長)

セミナーにおいて国民年金制度の説明をする際には、年金の受給額や、納付しないことによる年金の減額についての話、また、10年くらいで元は取れるため、長生きをすれば掛けた額は受け取れるという話もしています。

なお、令和3年度の国民年金のみの受給額が平均で月額56,000円ほど、厚生年金は月額145,000円ほどです。

【田畑委員長】

他にご意見・ご質問はございませんか。

それでは、引き続き事務局より「地域相談事業」について説明をお願いします。

【河村副所長】

続きまして、地域相談事業です。資料は、お手数をおかけしますが、13ページをご覧ください。

市町における出張年金相談については、5事務所で毎月実施しております。山口県内の出張相談実施状況につきましては、14ページをご覧ください。実施回数は138回、相談者数は1,190名となっております。また、デジタル化への取り組みといたしまして、市町等における出張相談時に各種通知書のペーパーレス化、ハローワーク等における説明会において、電子申請の周知・協力依頼を引き続き行っていきます。

以上で、「2-（3）地域相談事業」の説明を終わります。

【田畑委員長】

ありがとうございました。事務局から「地域相談事業」についての説明がございましたが、ご意見等ございますか。

それでは、引き続き事務局より「年金委員活動支援事業」について説明をお願いします。

【河村副所長】

続きまして 年金委員活動支援事業です。15ページをご覧ください。年金委員とは、厚生労働大臣が委嘱し、政府が管掌する厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、年金制度の周知等や広報事業の一環として、会社や地域において広報や、相談、助言などの活動を行っていただく民間協力者の方です。年金委員は、活動により「職域型」と「地域型」の2つに区分されます。「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内で、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。実施した事項は記載にあるとおりとなっております。職域型年金委員、地域型年金委員の委嘱状況につきましては、16ページをご覧ください。各拠点で委嘱促進を随時行い、令和3年度末と比べますと委嘱数増となっておりますが、令和4年度末と比べますと、地域型年金委員が3名減となっております。各事務所、いろんな機会をとらえて勸奨を実施した結果であります。皆さまの職場やOBの方々でご協力いただける方をご紹介いただければと思います。特に地域型年金委員は高齢化により減少傾向にありますので、私どもとしましても、このことを重く受け止め、年金委員の確保に努めてまいりたいと考えているところです。また、みなさまから年金委員の委嘱拡大へのアドバイス等いただけると幸いです。

17ページは、山口県地域型年金委員連絡会および各事務所の地区連絡会の開催状況です。山口県全体としては、令和5年6月22日、令和6年1月19日の2回開催しました。各事務所の地区連絡会を含め延べ129名の参加をいただいております。

18ページは令和5年11月6日にテレビ会議システムを利用して開催しました全国年金委員研修の実施状況です。地域型の方につきましては、各年金事務所で、職域型の方につきましては、各事業所等でリモートにてご参加いただきました。

19ページは、職域型の研修会、制度説明会を記載しております。

以上で、「2-（4）年金委員活動支援事業」の説明を終わります。

【田畑委員長】

ありがとうございました。事務局から「年金委員活動支援事業」についての説明がございましたがご意見等ございますか。

【質疑・応答】

栗畑委員)

15ページ右上「年金委員委嘱拡大に向けた更なる取り組み」について、特に地域型年金委員に関してですが、地域型年金委員の協議会への案内の中にアンケートがありました。そこに各地域でどういった会議があるか等質問が書かれており、情報提供の場として会議の場の使用を考えているのであれば、それはとても良い取り組みだと思いました。実際に私が昨年民生委員児童委員の協会会長の中の一にお願いしましたが、その人は早速会議でチラシ

等配ってくれました。山口では21地区それぞれに民生委員児童委員協議会があり、各会長に働きかけをしてもらおうと良いです。個人ではなく団体の組織の代表に働きかけをしたほうが効果的だと思います。

中村所長)

参考とさせていただきます。

【田畑委員長】

それでは、引き続き事務局より事務局より「ねんきん月間」および「年金の日」の取り組みについて説明をお願いします。

【河村副所長】

資料の20ページをご覧ください。ねんきん月間および年金の日の取り組みについて説明をさせていただきます。国民の皆様にも公的年金制度を身近に感じていただきたく、公的年金に対する理解を深めていただくため、厚生労働省と協力して毎年11月をねんきん月間と位置づけ、全国各地で公的年金制度の普及・啓発活動を実施しています。また、毎年11月30日を国民一人一人にねんきんネット等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的として、年金の日に制定いたしました。ここで、ねんきんネットを含むオンラインサービスの推進につきまして、お配りしています運営調整会議別冊資料を使い説明させていただきます。

【中村所長】

山口年金事務所の中村でございます。わたくしからは、現在、日本年金機構が取り組んでおります、ねんきんネットを含んだ「個人向けのオンラインサービス」についてご紹介させていただきます。限られた時間となりますので、ポイントを絞っての説明となります。あらかじめご了承ください。

さて、日本年金機構では、令和6年4月からスタートしております第4期中期計画期間において、更なるお客様の手続負担の軽減と機構内部の事務処理の効率化等を図る観点から、各種オンラインサービスの拡充を図るとともに、デジタル化がもたらすお客様へのメリットをわかりやすく周知する等利用促進に取り組むこととしております。

主な取り組みは、事業所に対する取り組みとして、事業所の手続（届出、通知、照会・情報提供）に関して、引き続き政府共通インフラ等を活用したオンラインサービスの拡充と利用促進を図ることとしております。個人に対する取り組みとして、個人のお客様の手続（納付・免除、申請（届出）、通知・情報提供、相談等）に関して、引き続きマイナンバーカード、マイナポータル、「ねんきんネット」の認証連携をベースとしたオンラインサービスの拡充と利用促進を図ります。

また、お客様の利便性向上や、機構の事務処理の効率化を実現していくため、順次サービスの拡充を行うとともに利用勧奨を行い、より効率的・効果的な勧奨や周知等の対策を検討することとされており本部を中心に検討が進められております。

具体的には、ページをおめくりいただき、2ページをご覧ください。オンラインサービスの概要についての説明となります。現在、社会全体でデジタル化が非常に進んでおり、日本年金機構でもお客様の利便性および事務の正確性・効率化を向上させることを目的として、オンラインサービスを推進しております。これまで紙で申請をいただいたり、紙で通知したりしたものが、サービスを利用登録いただいたお客様にはオンラインでやり取りさせていただくものとなっております。ページ下段の概要が記載された表をご覧ください。

サービスには、個人向けのものと同業所向けのものがあり、今回は個人向けのオンラインサービスについて説明いたします。個人向けでは、3つのサービスがあり、1つ目がねんきんネット、2つ目が簡易な電子申請、3つ目が電子送付となります。詳しくは次ページ以降で触れさせていただきます。事業所向けでは、電子申請と電子送付の2つがありますが、今回は時間の都合で割愛させていただきます。

ページをめくっていただきまして、3ページについては、個人向けサービスの登録や、申請および利用時の流れとなります。こちらは参考までにご覧ください。

4ページをご覧ください。さきほど3つの個人向けサービスがあると申し上げましたが、まずは1つめの「ねんきんネット」についてです。ねんきんネットとは、パソコンやスマートフォンのインターネット上で、ご自身の年金加入記録の確認や年金見込み額の試算ができるサービスです。年金記録の確認では、過去にご自身が加入した記録を1か月単位で確認ができるようになっています。1年に1回お送りしているねんきん定期便や、年金を受け取っている方の振込通知書など各種通知書の内容も画面上で確認ができます。また、確定申告で使う国民年金保険料の控除証明書や公的年金等の源泉徴収票も確認ができます。この国民年金保険料控除証明書と公的年金等の源泉徴収票については、確定申告の際 e-Tax で行う場合に使える電子データとして受け取ることができます。のちほど9ページ10ページの電子送付の所でも説明いたします。今申し上げたとおり、紙の通知書ではなく、パソコンやスマートフォンの画面上で内容が確認できるサービスとなっておりますので、日本年金機構としては、紙のねんきん定期便の郵送を停止いただき、環境にやさしいペーパーレス化への協力を推進しています。

5ページをご覧ください。ねんきんネットの利用者数は、1,000万人を突破、令和5年度末時点で1,098万人まで増加していますが、引き続き利用者の拡大に取り組んでおります。

次に6ページです。個人向けオンラインサービスの2つめ、「簡易な電子申請」です。簡易な電子申請については、マイナポータルを利用して手続きをいただくこととなりますので、マイナンバーカードの取得やマイナポータルアプリ等の環境が必要となります。

現在は、主に国民年金関係で利用できます。特に国民年金保険料の免除・納付猶予申請や

学生納付特例の申請は、基本的には1年に1回申請が必要なため、電子申請をする方が増えている状況です。また、令和6年3月から子を出産した場合の国民年金保険料産前産後免除該当届も対象となり、ご自宅でも手続きができるため、非常に便利なものとなりました。また、すでに年金を受け取っている方の扶養親族等申告者やこれから受給する予定の老齢年金の請求書について、こちらは一部ではありますが、電子申請で手続きができるようになりました。今後、電子申請できる対象の方や申請書の種類が順次増えていく予定となっています。

7ページをご覧ください。電子申請のメリットについてです。利用者のメリットとしては、4つあります。1つ目はスマホで手続きが完了し、処理結果の確認もスマホでできます。2つ目は、24時間いつでもどこでも申請が可能です。3つ目は氏名などがすでに打ち込まれているため届書の作成が簡単です。利用者のメリットの最後の4つ目は、郵送費や交通費の削減、移動する時間もかかりません。日本年金機構側のメリットもありまして、データでの処理となるため、入力誤りがなく、正確な事務処理ができます。また、入力作業が不要であり、届書入力に係る業者等のコストが削減できます。

8ページをご覧ください。中段の「特徴2」にありますように、届書の不備をすぐ検知しますので、必須項目の入力漏れなどがある場合、お客様が申請時に系統的に不備箇所を確認でき、処理・決定までの期間短縮につながっています。なお、電子申請を利用するにあたっては、セキュリティの観点からもマイナバーカードのパスワードが必要になります。

9ページは個人向けオンラインサービスの3つ目、「電子送付」です。さきほども申し上げたように、現在の対象は2つです。国民年金保険料をお支払いいただいた場合の控除証明書、年金を受給されている方の公的年金等の源泉徴収票です。電子送付とは、今まで紙（ハガキ）の証明書等を送っていたものを、電子データでスマートフォンに送付するサービスです。届いた電子データは、確定申告を e-Tax で行う場合に使用し、ボタンひとつで簡単に取り込みができ、金額の入力自体がありませんので、金額の相違等が発生しにくくなっています。

10ページをご覧ください。電子送付を利用すると源泉徴収票であれば、紙よりも1週間から2週間程度早く受け取ることができ、申告等の準備も早くできます。また、機構側としても、確定申告の時期は再交付の依頼が非常に多いところではありますが、作成コストや郵送費が削減されることとなります。

続きまして11ページですが、ここまで個人向けオンラインサービスの内容についてお伝えしましたが、このページでは、日本年金機構の取り組み・お願いの内容について整理しております。一番のお願いは、4ページでもお伝えしましたとおり、各種通知書等のペーパーレス化の推進となります。特に、速さと手続きや保管の便利さを訴え、ペーパーレス化の登録をお願いしています。

12ページには、これらのサービスの利用方法が掲載されている、機構のホームページへのURLや説明動画の掲載場所等を参考として記載しております。

13ページは、ねんきんネットへの登録方法です。ねんきんネットの利用登録はマイナポータルからの連携のほか、年金事務所等で発行するアクセスキーからでも可能ですが中でも、

短時間で登録手続きが可能となるマイナポータルを活用した方法について、二次元コードを掲載してご案内するケースが増えています。

14ページは実際にスマートフォンでねんきん定期便のペーパーレス化を登録いただく場合の手順を載せており、あわせてパンフレットもご案内しながら利用登録の推進をはかっています。

15ページには、参考として、中国地域部内での統一的な取り組みと、山口県内での取組状況を記載しています。

最後になりますが、16ページです。日本年金機構では、引き続きオンラインサービスのメリットをお伝えし、多くのお客様にご利用いただけるよう、幅広く周知活動をおこなっていきます。

以上で、わたくしからの説明を終わります。

【田畑委員長】

ありがとうございました。ただ今事務局から「ねんきん月間および年金の日の取り組み」の説明がありましたが、皆様からご意見等はございませんか。

【質疑・応答】

結城委員)

私も実際に、ねんきんネットをマイナポータル経由で使用しているが、年金加入履歴や将来の見込額等を確認でき、非常に有益であるため皆様にも是非やってみていただきたい。

また、1点厚生労働省からお願いがあります。令和6年12月2日に保険証がマイナ保険証に切り替わるため、今年の5～7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、職員が一丸となって周知活動に取り組んでいます。皆様も医療機関にかかることがあればマイナ保険証を使ってみてください。

田畑委員長)

マイナ保険証を使っていますが、時々読み取れず医療機関から「普通の保険証はあるか」と聞かれることがありますが、使ってみると個人的には便利と感じています。

【田畑委員長】

次に行きたいと思います。それでは、「令和5年度の会議で出た意見および要望への対応」について事務局より説明をお願いします。

【河村副所長】

21ページをご覧ください。令和5年度の会議で出た意見および要望への対応についてです。まず1点訂正がございます。21ページ一番上、(事業名) 地域連携事業についてですが、

対応状況欄に「自治会等への制度説明会については……」とあり、「実施に至っておりません」と記載しておりますが、1件実施しておりますので訂正いただければと思います。

続きまして22ページですが、年金セミナー事業に関するご意見です。上段には「WEB等でも良いのでアンケートをお取りいただきたい」とのご意見を記載していますが、先ほども説明しましたとおり、先生方から生徒の反響等をヒアリングし、情報収集に努めたいと考えています。

23ページになります。上段の意見・要望事項に「地域年金推進員が他の地区にもいればより良い結果になるのでは」とのご意見があり、各年金事務所が教育機関関係者等に働きかけを行っておりますが、皆様のほうでご推薦していただける方がいらっしゃれば是非ご紹介いただきたいと思います。と考えております。

以上で、令和5年度山口県地域年金展開事業 実施結果の説明を終わります。

【田畑委員長】

ありがとうございました。事務局から「令和5年度の会議で出た意見および要望への対応」についての説明がございましたが、ご意見等ございますか。

ご意見、ご質問等がないようでしたら、ただいまの「令和5年度山口県地域年金展開事業実施結果」につきまして、ご了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、次に、議事(2)「令和6年度山口県地域年金展開事業計画案」に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

【河村副所長】

令和6年度山口県地域年金展開事業計画(案)につきまして説明させていただきます。

資料2の24ページをご覧ください。地域連携事業の取り組みについては、記載のとおり進めてまいります。年金セミナー事業につきましては、取り組み内容に「③地域年金推進員の委嘱拡大を図り、年金セミナーの開催数増加につなげる。」と記載しております。地域年金推進員とは、高校・中学校等教育現場において学生・生徒向けに、年金制度の仕組みや基本理念について正しい理解の普及を推進するために、学校訪問形式による年金セミナーを行っていただける方を委嘱しています。全国で教職員OBの方を中心に就任していただいております。現在、山口県内では教育関係機関のご協力により、徳山管内で1名の方に就任していただいております。教職員OBの方で地域年金推進員にふさわしい方がいらっしゃいましたら、是非、情報提供いただけると助かります。

25ページをご覧ください。地域相談事業、年金委員活動支援事業につきましても、記載のとおりに進めてまいります。

以上で令和6年度事業計画(案)の説明を終わります。

【田畑委員長】

ただ今、事務局の説明がありました。何かご意見等ございませんでしょうか。

【質疑・応答】

栗畑委員)

年金セミナー事業「⑤県内の教育委員会等へ地域年金推進員の委嘱にかかる協力を要請」について、資料12ページを見ると、中学校は徳山管内でセミナーを積極的に行っています。徳山におられる1名がおそらく中学校教員のOBなのではないかと思いますが、その関係ですか？

徳光所長)

おっしゃる通り中学校の校長をされていた方であり、中学校を中心にセミナーを実施していただいています。

小竹委員)

25ページ中段の「年金委員活動支援事業」の「④テレビ会議システムを利用した全国年金委員研修の実施」について、18ページの研修のことと思いますが、東京の本部参集型またはオンライン視聴型（テレビ会議システム（地域型）とweb（職域型））の二通りの研修参加方法がありました。参集にて本部で行った2日間（11月6日、7日）の研修内容のうち、2日目の研修内容についてはオンライン視聴型の参加者へ配信されなかったのは何故ですか。予算の関係か、他に何か理由があるのですか。なぜ2日目のことを流さなかったのか知りたいです。

松原中国地域部長)

本部の関係部署のほうに報告しておきます。

【田畑委員長】

他に何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは、ただ今の議事（2）「令和6年度山口県地域年金展開事業計画(案)」につきましては、ご了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、議事3「その他」に移らせていただきます。

【河村副所長】

それでは、議事（3）「その他」といたしまして、参考資料について説明させていただきます。

- ①「知っておきたい年金のはなし」
- ②「退職後の年金手続きガイド」

こちらは企業や団体等での年金制度説明会等で資料としております。

③「わたしと年金」エッセイ募集リーフレット・ポスター

④「わたしと年金」エッセイ入賞作品集(令和5年度)

こちらは、エッセイに関する資料となります。

⑤「ねんきんネット」説明チラシ

ねんきんネットとは日本年金機構が提供するインターネットサービスです。24時間いつでも年金記録を確認できるほか、持ち主不明の記録の検索や年金見込額の試算ができます。年金事務所にお越しになるお客様で「将来の年金見込み額が知りたい」方がおられますが、このねんきんネットでこれまでの年金加入状況や年金見込み額が出せますので、是非ご利用ください。

また、マイナポータルと連携いただきますと、確定申告に必要な国民年金保険料の控除証明書等を電子データで受け取れ、国民年金の学生納付特例等の申請も行えます。

今後も皆様にとって便利な「ねんきんネット」となるよう、更なるサービスの向上を図ってまいりますので、ぜひご利用いただきますよう、ここにおられます皆様の職場でも加入をぜひともお勧めください。

⑥予約相談周知チラシ

全国の年金事務所で予約相談を実施しております。既に県内の予約率は95%程度(94.6)にまで定着しており、ご予約いただくと、お待たせすることなくスムーズに相談できます。また、相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、対応いたしております。委員の皆さまの職場等で、ポスターの掲示や送付物に予約のチラシを入れていただけるなどのご協力いただければ幸いです。どうか、ご検討いただきますようお願いいたします。ご協力いただけたらということがあれば、ポスターやチラシについては作成して持参いたしますのでご連絡ください。

⑦「国民年金関係資料」ハローワーク説明会用

こちらは、ハローワークでの説明時にお配りしているものとなります。

以上で参考資料の説明を終わります。

【田畑委員長】

本日の議事はこれで終了とさせていただきますが、本日の委員の方からのご意見等で事務局から改めて回答することがありますか。

【中村所長】

ございません。

【田畑委員長】

それでは、これで議長の任を終わらせていただきます。

【河村副所長】

田畑委員長ありがとうございました。

本日は、多くのご意見を賜わりまして誠にありがとうございました。私どもといたしまして、一つ一つのご意見を今後の事業に活かして行きたいと思えます。

それでは最後に、山口県代表事務所の中村よりご挨拶申し上げます。

【中村所長】

日本年金機構山口年金事務所の中村でございます。

本日は、各委員の皆様方、ご多忙の所ご出席をいただき、誠にありがとうございました。委員の皆様方のご協力もあり、滞りなく会議終了の運びとなりました。

本日皆様方からいただきました貴重なご意見等につきましては、日本年金機構本部および山口県内の年金事務所において共有し、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしてまいりたいと考えております。

さて、従来から申し上げておりますとおり、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を適時的確にお伝えすることは、私ども日本年金機構として重要な取り組みであると考えております。とりわけ、本年10月に施行となる、従業員51人以上規模の企業における短時間労働者の適用拡大については、お勤めの方々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。これらの実現にあたりましては、本日もご参集の委員の皆様をはじめとした地域の関係機関のご協力が必要不可欠でございます。引き続き、地域における支援ネットワークの強化に取り組み、地域・教育・企業など、それぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆様方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や年金保険料納付に結び付けていけるよう努めてまいりますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【河村副所長】

委員の皆様には、改めて本日の議論の内容および回答等を議事要旨とし、後日、送付させていただきます。

本日の会議、大変お疲れ様でした。山口県地域年金事業運営調整会議を終了させていただきます。